	170		,,,,,,	火百九工	////U \ F	性化 /	·····································
No	署別	発生 月	業種名	年 齢 経 験 (O年以上 O年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	能代	1月	木材伐出業 (6-2-1)	60 歳代 (10~20 年)	崩壊·倒壊	立木等	林業の間伐作業現場において、同僚労働者が伐倒した杉(胸高直径約24cm、樹高約25m)が1.8メートル離れた別の杉に触れてかかり木となり、倒れなかったため、同僚労働者が元玉切りを行って伐倒したところ、伐倒箇所から約22m離れた位置で別の杉の伐倒作業を行っていた被災者に倒れた木が当たった。
2	大館	1月	電気通信工 事業 (3-3-1)	60 歳代 (20~30 年)	墜落、転落	構築物等	市道に設置されている街灯のLED化工事において、電柱に登って作業中、電柱に巻いて使用していたU字型安全帯のフックを安全帯のD環へ掛けるところ、誤ってハンマーを装着するためのホルダーのD環に掛けていたため、体重をかけた際、当該ホルダー環が破損し、そのまま約4.7m下の地面に墜落した。
3	横 手	2月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	60 歳代 (50~60 年)	墜落、転落	屋根、はり、 もや、けた、 合掌	木造平屋建て牛舎の新築工事現場において、屋根下地の組立 て作業を行うに当たり、被災者は、高さ6mの母屋上で、一方 の足を母屋(幅9cm)に、もう一方の足を既に固定していた 垂木(幅4.5cm)の上にのせ、同僚が仮置きしていた垂木 を釘で固定する作業を行っていたところ、建屋内部の地面に墜 落した。
4	秋田	6月	電気通信工 事業 (3-3-1)	70 歳代 (1~5 年)	交通事故	移動式クレーン	現場での作業が終了し会社に戻るため、積載型トラッククレーンに2名で乗車して国道を走行中、緩い右カーブの箇所で直進したことから、歩道の端に設置していたガードフェンスに衝突、助手席の労働者が死亡した。
5	秋田	6月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	40 歳代 (20~30 年)	飛来、落下	通路	木造2階建てアパート解体工事において、建物1階内部の内 バラシ作業を行っていたところ、解体途中の2階屋外通路部分 が突然落下し、落下したコンクリート床(約400kg)に右 足等を挟まれた。
6	能代	8月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	60 歳代 (50~60 年)	墜落、転落	作業床、歩み板	被災者を含む4人の労働者が垂木を屋根に上げる作業中に、 梁と梁の間に架けられた約3.5メートルの高さにあった歩み 板の上で作業に従事していた被災者が、コンクリート造の基礎 に墜落した。
7	秋田	9月	産業廃棄物 処理業 (15-1-2)	50 歳代 (6~10 年)	飛来、落下	解体用機械	産業廃棄物処理場内において、廃棄物の上に土をかぶせる作業中、土が入っているフレコンバッグ(重量 790 kg、以下「フレコン」という。)を車両系建設機械(解体用つかみ機)によりつり上げ、フレコン下部において被災者が、ロープを切断して開放し、土を降ろす作業を行っていたところ、フレコンの上部20 cm付近が裂けて落下したため、被災者が下敷きとなった。
8	横手	10 月	その他の建 築工事業 (3-2-9)	60 歳代 (5~10 年)	墜落、転落	開口部	文化施設大ホールの吊り天井改修工事において、建屋内部に 設置した足場(7層目)の開口部から切断して東ねた吊りボル トを荷下ろしするため、解体材を移動していたところ、体勢を 崩し開口部から約12メートル下の床面に墜落した。
9	秋田	10 月	合板製造業 (1-4-2)	40 歳代 (10~20 年)	はさまれ、 巻 き 込 ま れ	その他の木材加工用機械	合板製造工程において、原板振り分け装置に不具合が生じたため、機械を停止させずに内部に立ち入って作業中、不意に稼働した機械内部の可動部分(水平フレーム)に頭部を挟まれたものと推定される。
10	大館	11月	その他の土 木工事業 (3-1-99)	50 歳代 (5~10 年)	激突され	その他の建設 機械等	耐震対策工事現場において使用したコンクリートポンプ車 (以下「車両」という)による作業が終了したため、同僚がア ウトリガーを格納していたところ、当該車両が逸走したため、 後方にいた被災者が車両とともに沢に転落し、その際倒れた木 とアウトリガーとの間に胸部をはさまれた。

平成30年 死亡災害発生状況 (確定)

秋田労働局

No	署別	発生月	業種名	年 齢 経 験 (O年以上	事故の型	起因物	発 生 状 況
11	大館	11月	木材伐出業 (6-2-1)	○年未満) 40 歳代 (10~20 年)	激突され	立木等	林業の伐採作業現場において、作業道を開設するため、被災者が単独でチェーンソーにより支障となる立木 (スギ) の伐倒作業中、かかり木となった別の立木 (スギ) を浴びせ倒しにより処理しようとして伐倒したところ、当該伐倒木に激突されたものと推定される。
12	大曲	11 月	その他の事 業 (17-2-9)	10 歳代 (0~1 年)	おぼれ	水	測量作業現場において、測量対象となる滝の高さを測定するため2名で作業中、被災者が測量のためのポールを持って滝下に移動していたが、到着後の連絡がなかったことから捜したところ、水中に沈んでいるのが発見された。
13	秋田	12月	木材伐出業 (6-2-1)	40 歳代 (10~20 年)	崩壊・倒壊	立木等	民有林内の間伐作業現場において、杉立木を伐倒したところ、かかり木となったため、別の杉立木を浴びせ倒しにより外そうとしたが、さらにかかり木となった。このため、2本かかられた杉立木(胸高直径57cm、樹高約30m)を伐倒しようと被災者が、チェーンソーにより受け口を取り、追い口を入れていたところ、2本のかかり木が被災者に倒れて当たった。